

■ 矯正歯科診療費用のご案内 ■

1. 相談・検査・診断

矯正治療の前に、治療の流れや費用など、気になることは何でもご相談ください。

その後の検査と診断を受けると、詳細な治療方法が決まります。

相談料	無料	お口の中の視診、治療方法と期間の見通しなど
検査・診断料	30,000 円	資料採取(レントゲン、写真、型取り)、資料採取後の分析、診断、確認書作成

2. 混合歯列期の矯正治療（Ⅰ期治療）

装置料：300,000 円（最初の保定装置料を含む）

上記とは別に、毎回の治療ごとに下枠内のどちらかの診療費用がかかります。

処置料	5,000 円	装置の調節など
観察料	3,000 円	お口の中の経過観察、クリーニング など

※自分で付け外しができる装置（床装置や保定装置など）を万が一紛失や破損された場合は、再製作料として別途 1 個につき 30,000 円かかることがあります。

3. 永久歯列期の矯正治療（本格矯正治療）

- ① 審美ブラケット矯正装置料：700,000 円（最初の保定装置料を含む）
- ② ハープリングブラケット矯正装置料：1,100,000 円（最初の保定装置料を含む）
- ③ インビザライン矯正装置料：1,100,000 円（最初の保定装置料を含めず）

治療で必要な場合のみ、矯正用アカスクリューを埋入し、埋入には 100,000 円がかかります。

上記とは別に、毎回の治療ごとに下枠内のどちらかの診療費用がかかります。

処置料	5,000 円	装置の調節など
観察料	3,000 円	お口の中の経過観察、クリーニング など

※自分で付け外しができる装置（保定装置）を万が一紛失や破損された場合は、再製作料として別途 1 個につき 30,000 円がかかります。

◆インビザライン矯正装置で治療した場合の保定装置料は、新規作製時から 1 個につき 30,000 円がかかります。

4. Ⅰ期治療など事前矯正治療後の矯正治療（Ⅱ期治療）

装置料は差額分となります。処置料や観察料などの診療費用は同上です。

※その他

- ・ 矯正のための便宜抜歯は、1 本につき 5,000 円がかかります。
- ・ 表示してある診療費用には、すべて消費税がかかります。
- ・ 医療費控除を申告される際には、領収書が必要となります。
領収書の再発行は致しかねますので、ご自宅で大切に保管してください。
- ・ お支払い方法：窓口にて現金一括払い、装置料は振込や分割払いも可能です。
- ◆装置料の院内分割（無利息）は、半年以内 4 回までとなります。
通常の利息つき分割は、デンタルローンをご利用ください。

